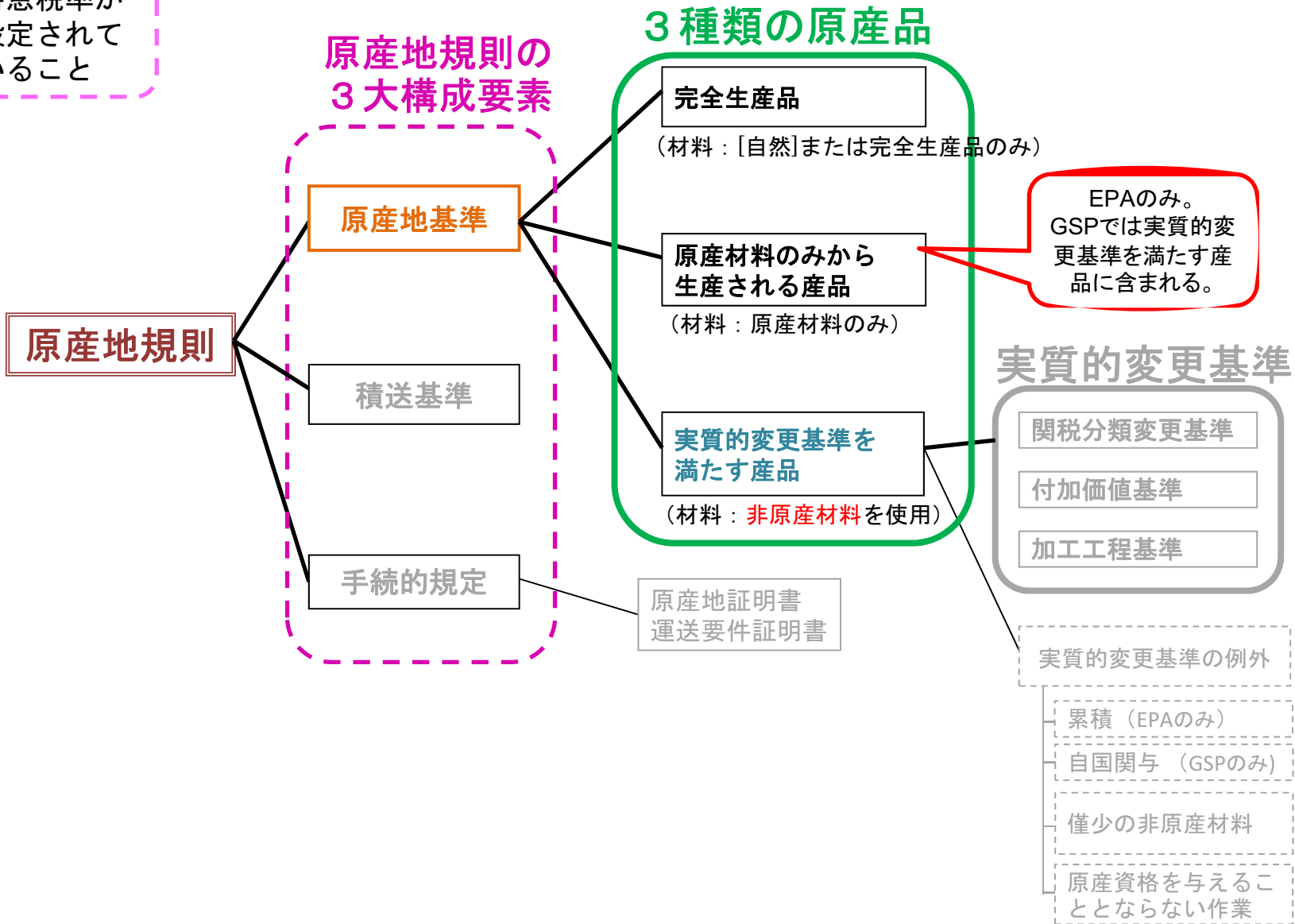


## 2. 原産地基準(原産品とは)

# 再掲

## 原産地規則の構成(概略)

特惠税率が  
設定されて  
いること



**原産地基準**を満たしていること  
 (=生産された貨物が「**原産品**」であると認められること)

【日タイEPA第28条 原産品】

この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの  
 産品は、締約国の**原産品**とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

完全生産品

(b) **当該締約国の原産材料**のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

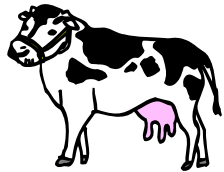
(c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、**附属書2**に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

⇒ (a) ~ (c) のいずれかであれば、**特恵待遇を要求できる。**

# (a)完全生産品

【日タイEPA第28条2】



(a) 生きている動物であって、当該締約国において生まれ、かつ、生育されたもの  
(家畜等)



(b) 当該締約国において狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物  
(捕獲野生動物等)



(c) 当該締約国において生きている動物から得られる産品  
(牛乳、卵等)



(d) 当該締約国において収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物生産品  
(切り花等)



(e) 当該締約国において抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質  
(原油等)



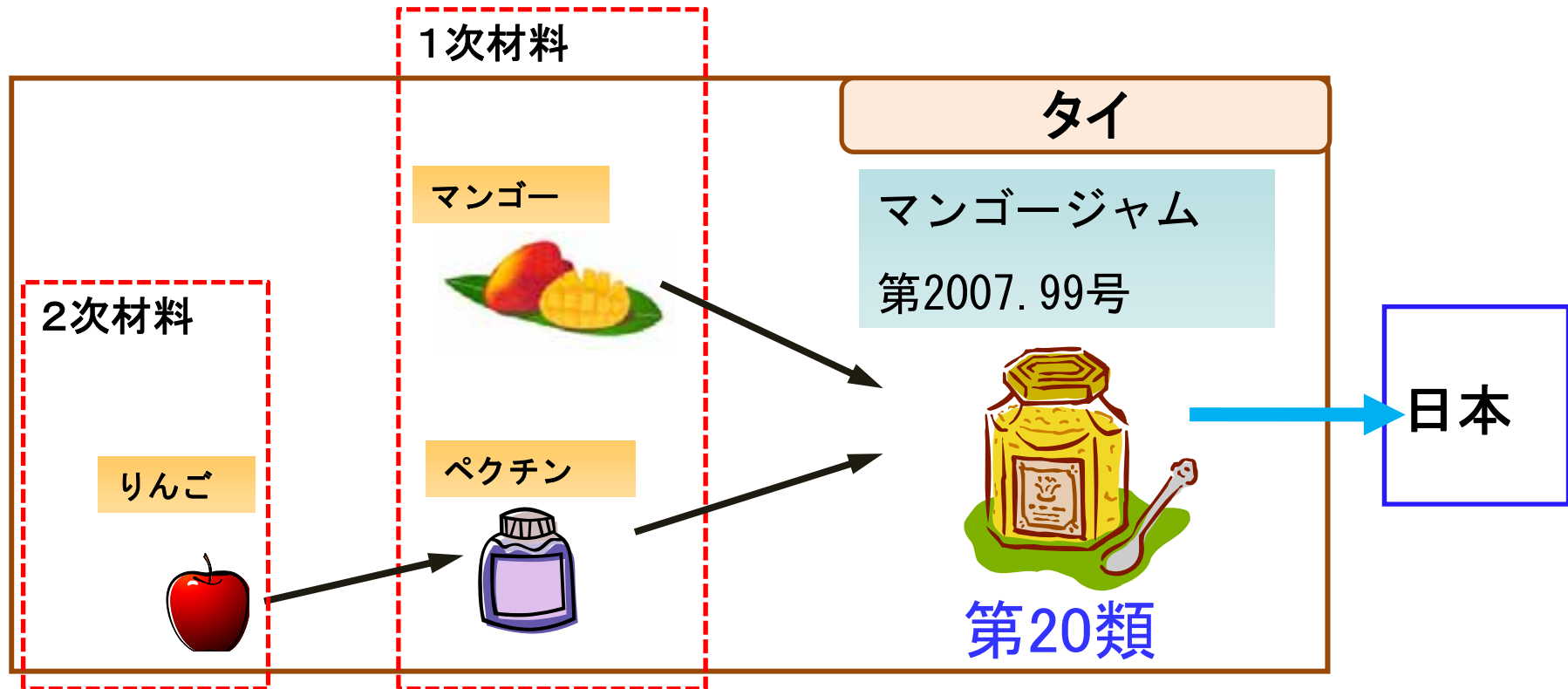
(f) 当該締約国の船舶により、両締約国の領海外の海から得られる水産物その他の産品  
(公海で捕獲した魚等)

(g)～(k) 略



(l) 当該締約国において(a)から(k)までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品  
( (a)に該当する牛を屠畜して得られた牛肉等)

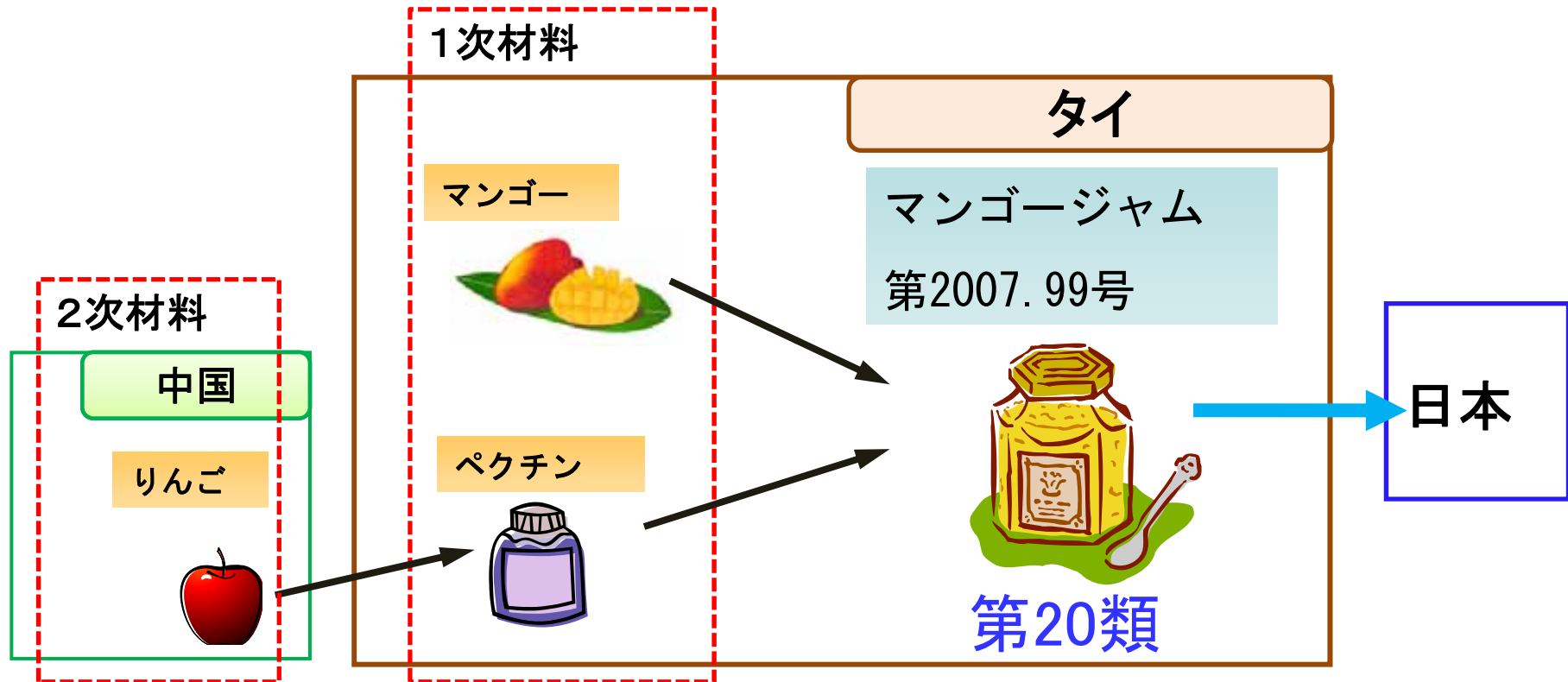
# (a)完全生産品



その「生産」に1カ国のみが関与する(=「生産」が1カ国で完結している)産品

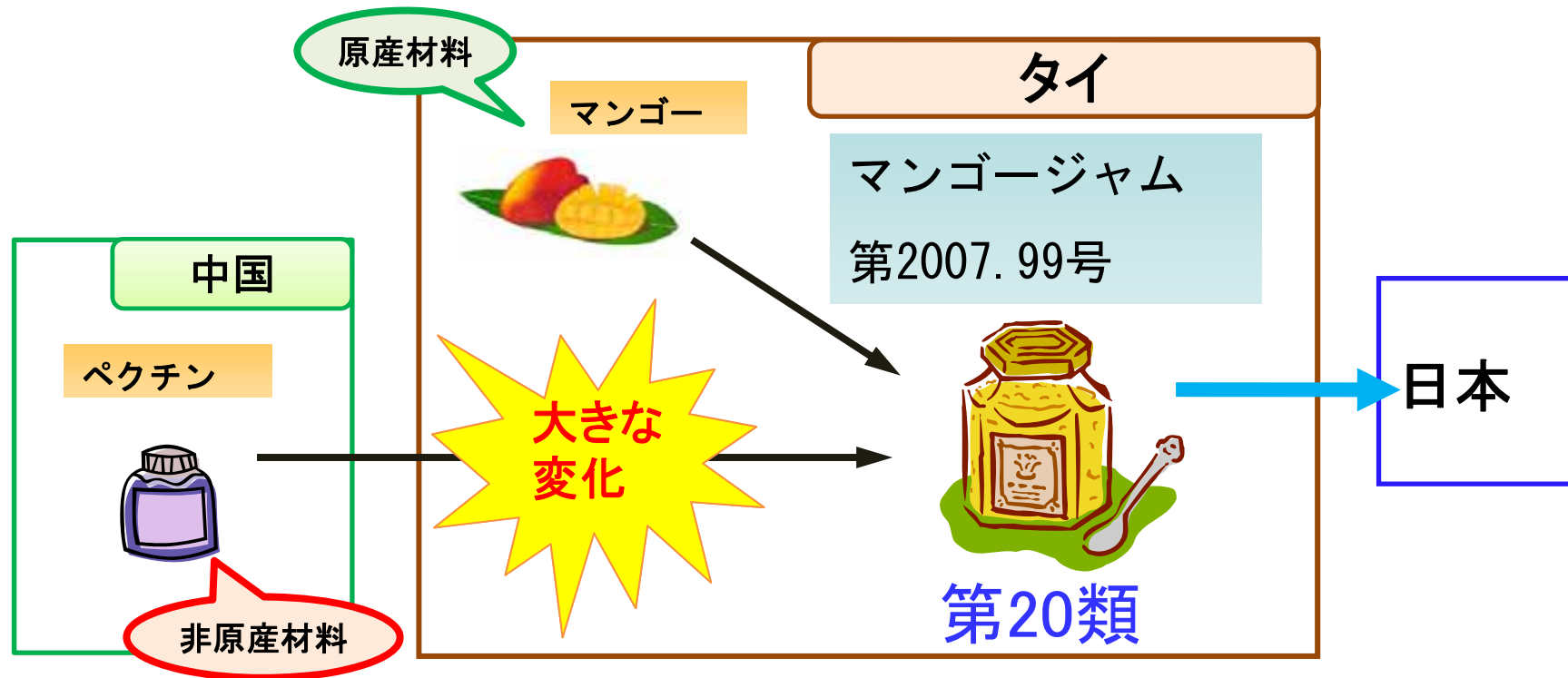
- タイプ1: 農水産品、鉱業品の一次産品
- タイプ2: くず、廃棄物やそれらから回収される物品
- タイプ3: 完全生産品のみから生産される物品

## (b)原産材料のみから生産される産品



生産に直接使用された材料（1次材料）はすべて原産材料であり、外見上は1カ国で生産が完結しているように見えるが、2次材料、3次材料・・・と遡っていくとどこかに他の国の材料が使用されているもの。

## (c)実質的変更基準を満たす産品



他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。

# 【原産品としての3つのカテゴリーの違い】

## (a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても  
原産材料のみ

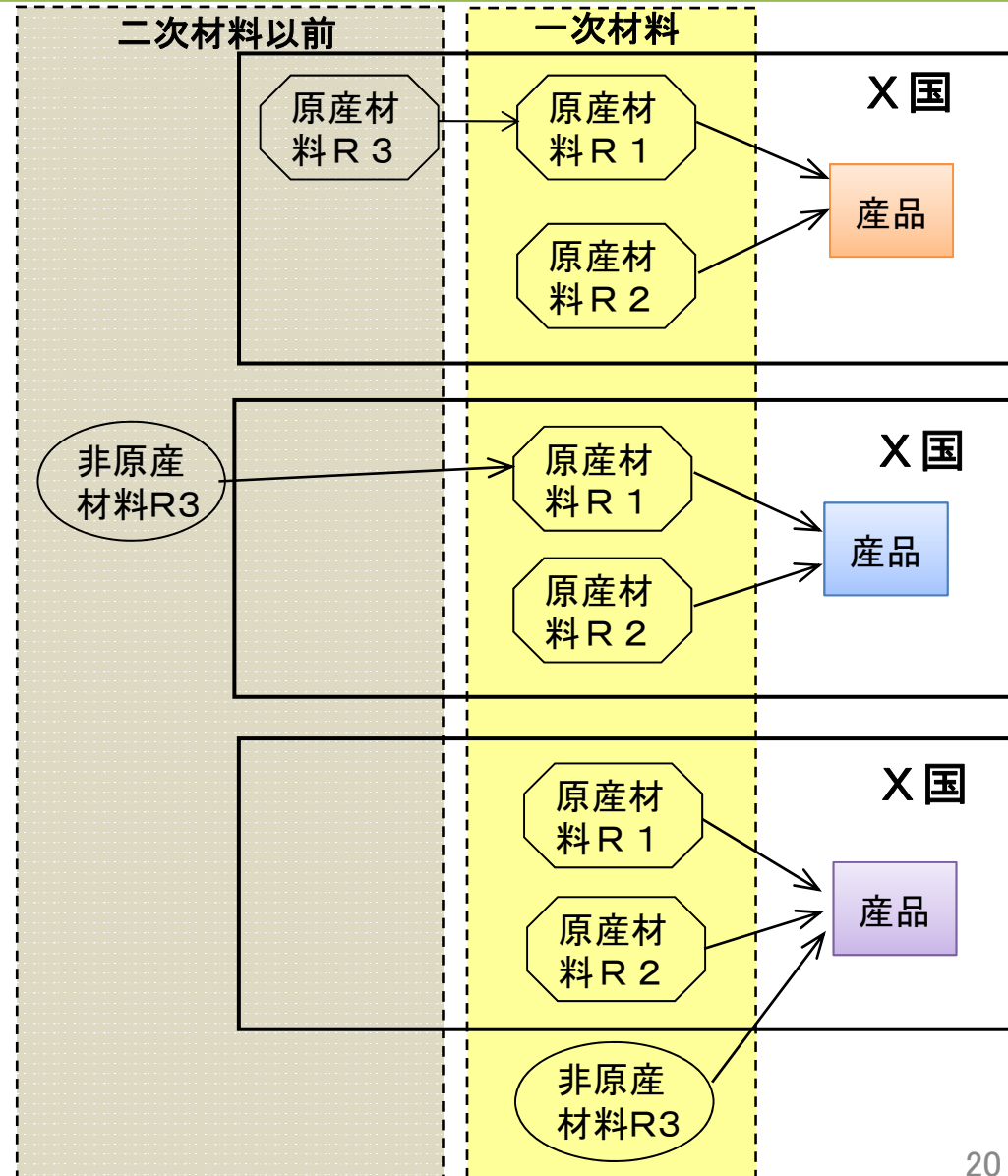
## (b) 原産材料のみから 生産される製品

一次材料は全て原産材料だが、  
二次、三次材料…と遡っていく  
とどこかで非原産材料が出  
てくる

## (c) 実質的変更基準を 満たす製品

一次材料のうち少なくとも  
1つは非原産材料

※一次材料…製品に直接使用される材料  
二次材料…一次材料の材料

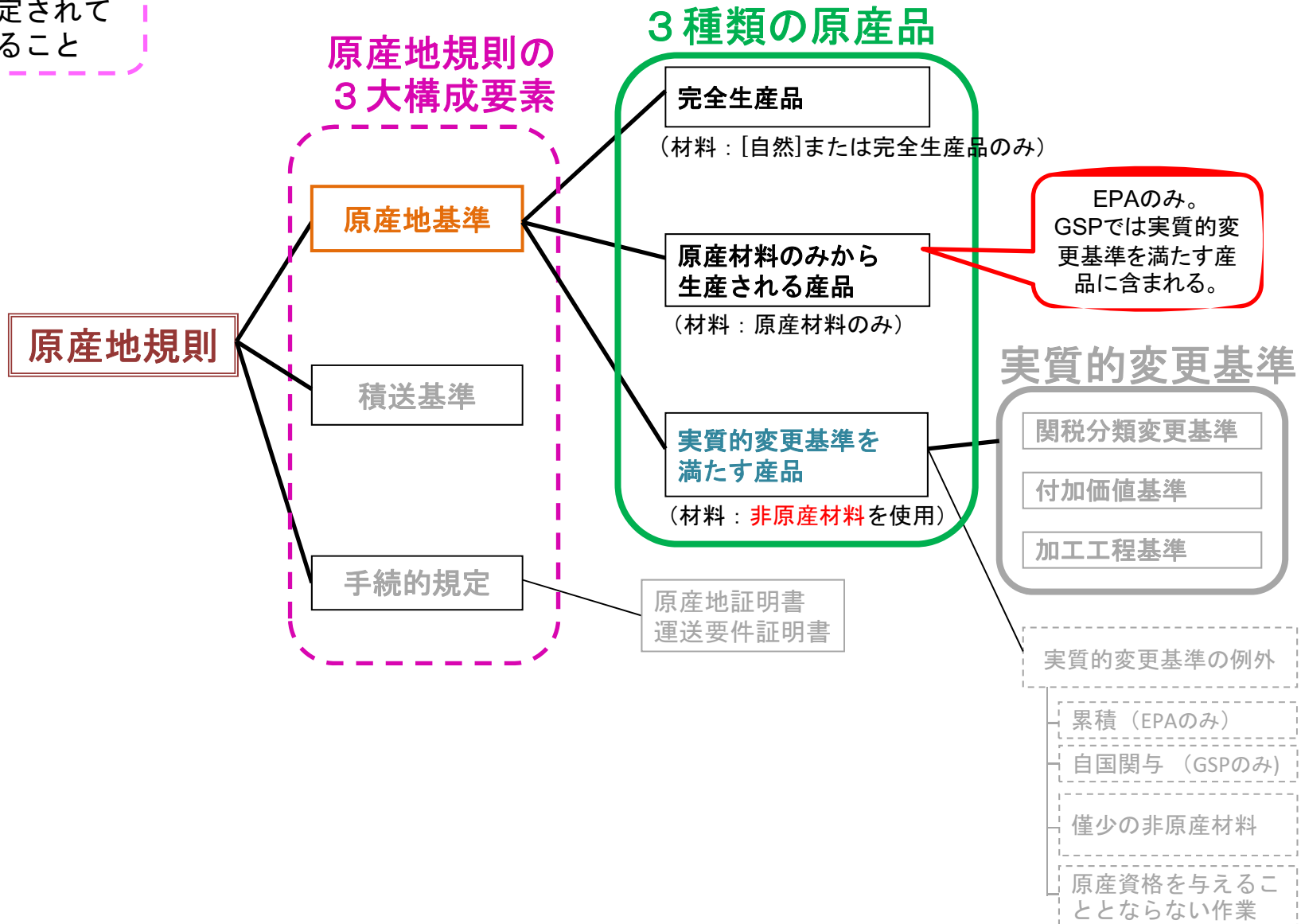




# 再掲

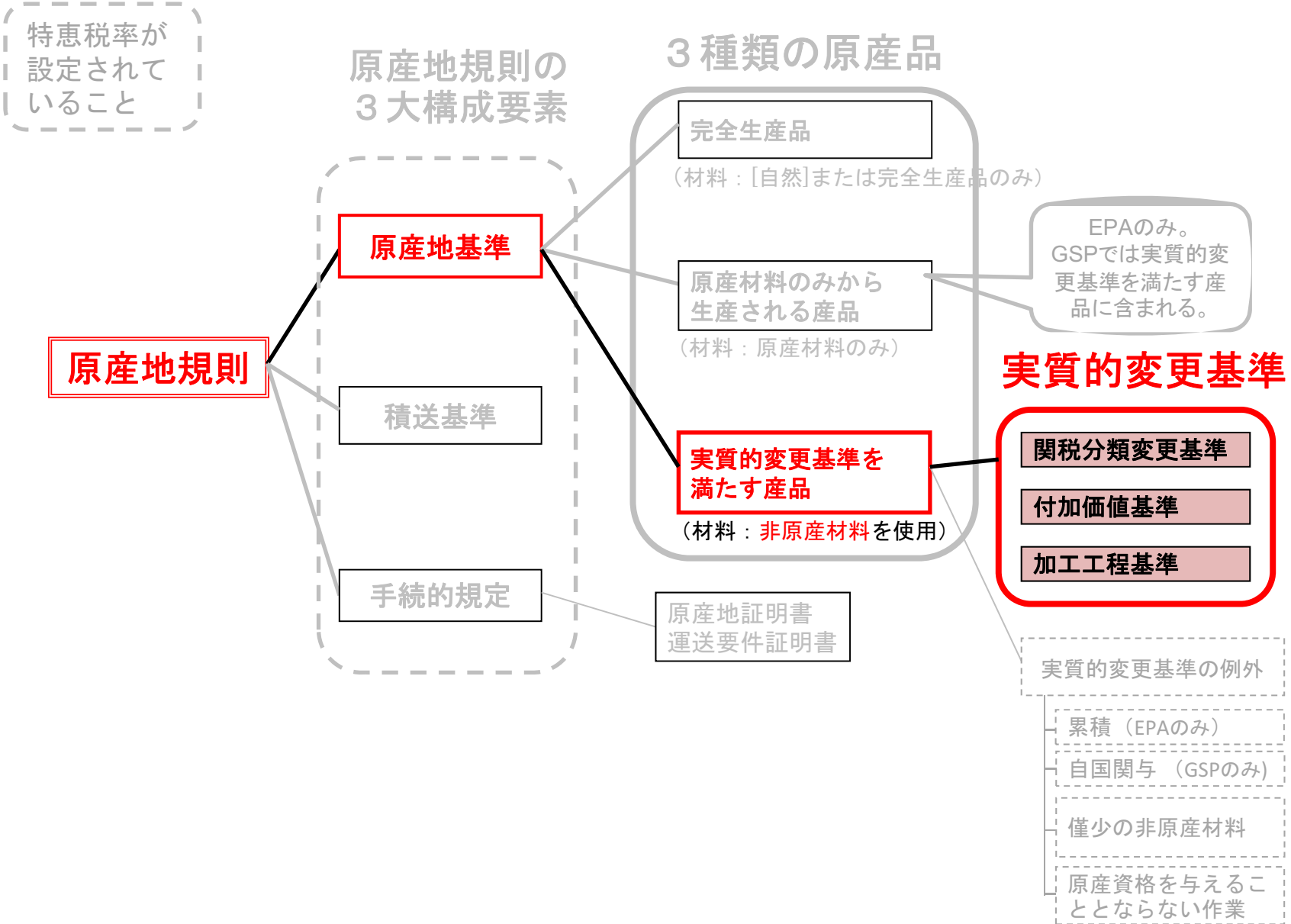
特惠税率が  
設定されて  
いること

## 原産地規則の構成(概略)



再掲

# 原産地規則の構成(概略)



## 実質的変更基準の種類

- 「大きな変化」=「実質的変更」には、以下の3つの基準が存在する。

(1) 関税分類変更基準

HS番号の変化に着目！

(2) 付加価値基準

付加価値の増加に着目！

(3) 加工工程基準

加工工程に着目！

EPAごと、HS番号ごとに定められている

いずれの基準を適用するかは品目別規則に規定

## 品目別規則とは

- HS番号毎に定められている規則で、対象となる産品が、その国の**原産品**として認められるための加工の**基準**（関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準）を表したものの

# 品目別規則の読み方

## 【日タイEPA品目別規則】

三九・一六―三九・二六

輸入する産品のHS番号

① 第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

② 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

③ 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



3916～3926に分類される貨物の品目別規則は・・・

- ①項の変更 → 関税分類変更基準
- ②原産資格割合40%以上 → 付加価値基準
- ③化学反応、精製、異性体分離等 → 加工工程基準

の3つの基準で構成されているが、各基準が「又は」で繋がれていることから①、②、③のいずれかを満たせばよい。

使用されている非原産材料が満たすべき条件

## 一般ルール

品目別規則に規定のない産品は、一般ルールを適用する。

	一般特惠	日アセアンEPA 日スイスEPA 日ベトナムEPA	日インドEPA	その他のEPA
<b>一般 ルール</b>	他の項の 材料から の変更	他の項の 材料からの 変更 <b>又は</b> 付加価値 40%以上	他の <b>号</b> の 材料からの 変更 <b>及び</b> 付加価値 <b>35%</b> 以上	全ての産品に ついて品目別 規則が規定さ れているため 一般ルールは 存在しない

# ①関税分類変更基準

全ての非原産材料と製造された産品の間で、**HS番号**が一定以上変わっていれば**大きな変化**があったとする基準。

【日タイEPAの例】



第2007.99号 品目別規則：他の類の材料からの変更（第7類又は第8類の材料からの変更を除く。）

= 全ての非原産材料（他の国の材料）のHSは、第7・8・20類以外であることが必要

→ 非原産材料であるペクチンのHSは第13類。（マンゴーは第8類だが原産材料なので考慮しない）

⇒ マンゴージャムは日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

# 関税分類番号(HS番号)とは？

- 関税分類番号(HS番号)

- 関税分類番号(HS番号)～HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号

- 類(2桁)・・・(例)第26類  
Chapter
    - 項(4桁)・・・(例)第26.01項  
tariff heading
    - 号(6桁)・・・(例)第2601.11号  
tariff subheading

第5部 鉱物性生産品

第26類 鉱石、スラグ及び灰

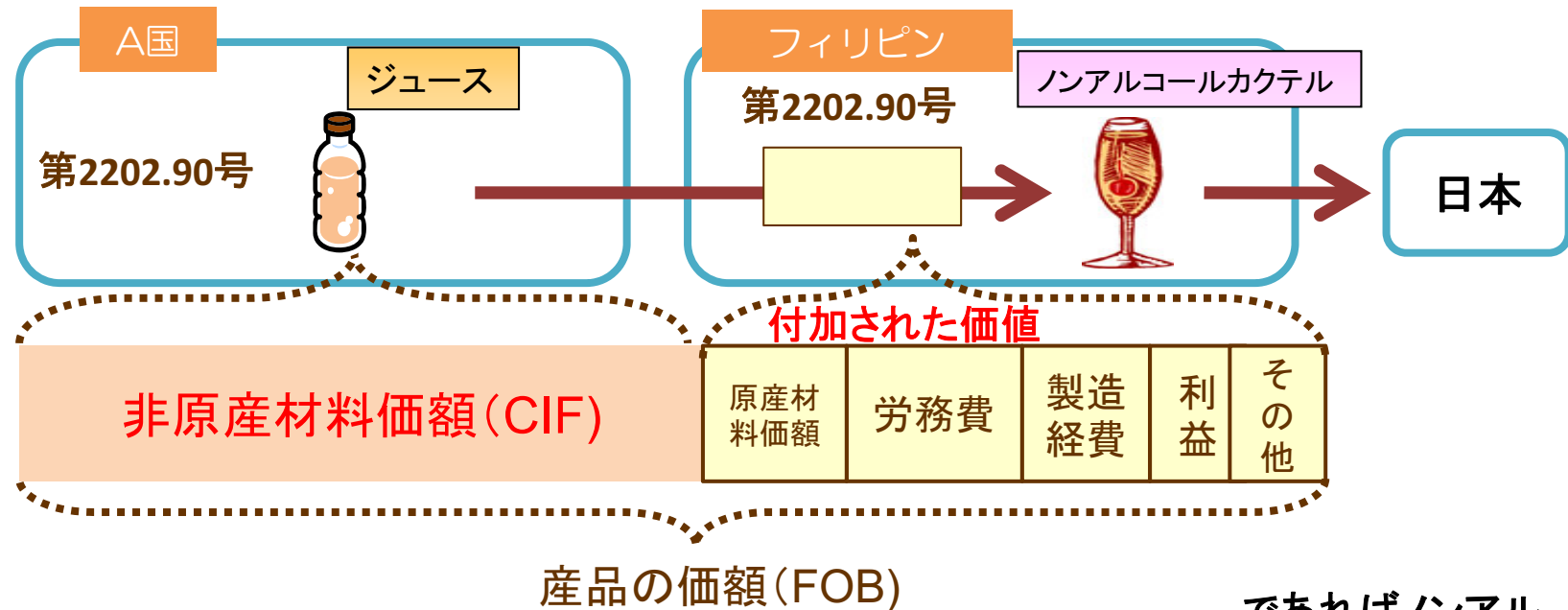
統計番号 Statistical code		品名 Description
番号 H.S. code		
26.01		鉄鉱(精鉱及び焼いた硫化鉄鉱を含む。)
		鉄鉱(精鉱を含むものとし、焼いた硫化鉄鉱を除く。)
2601.11	000	凝結させてないもの
2601.12	000	凝結させたもの
2601.20	000	焼いた硫化鉄鉱



## ②付加価値基準

その国で付加された価値の割合(原産資格割合)が一定以上であれば  
大きな変化としてみる基準

【日フィリピンEPAの例】 第2202.90号 品目別規則:原産資格割合が**40%以上**であること  
 (第2202.90号の産品への関税分類の変更を要しない)



$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の価額}} \geq 40\%$$

であればノンアルコールカクテルは日フィリピンEPA上のフィリピン原産品と認められる。

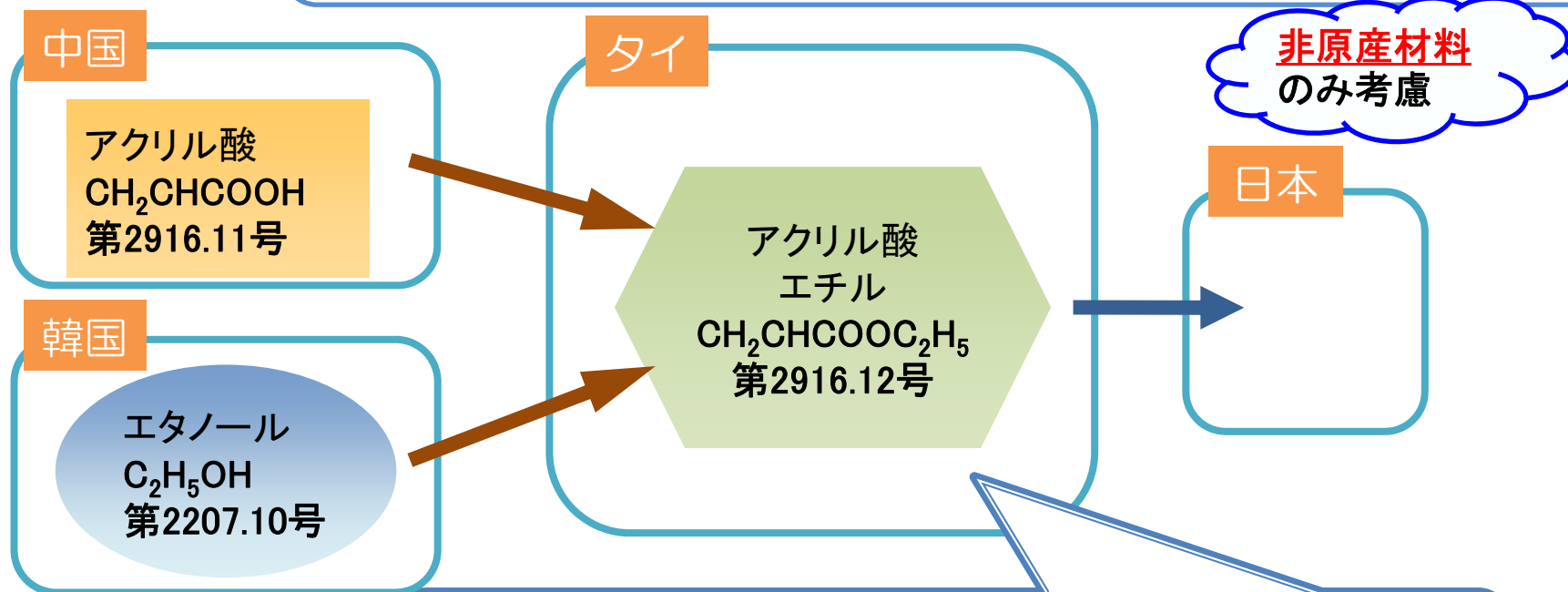
(※)日メキシコEPA及び日アセアンEPAにおいては**域内原産割合**と呼ぶ。

### ③加工工程基準

非原産材料に「ある特定の加工・作業」が行われた場合、大きな変化があったとする基準。

【日タイEPAの例】

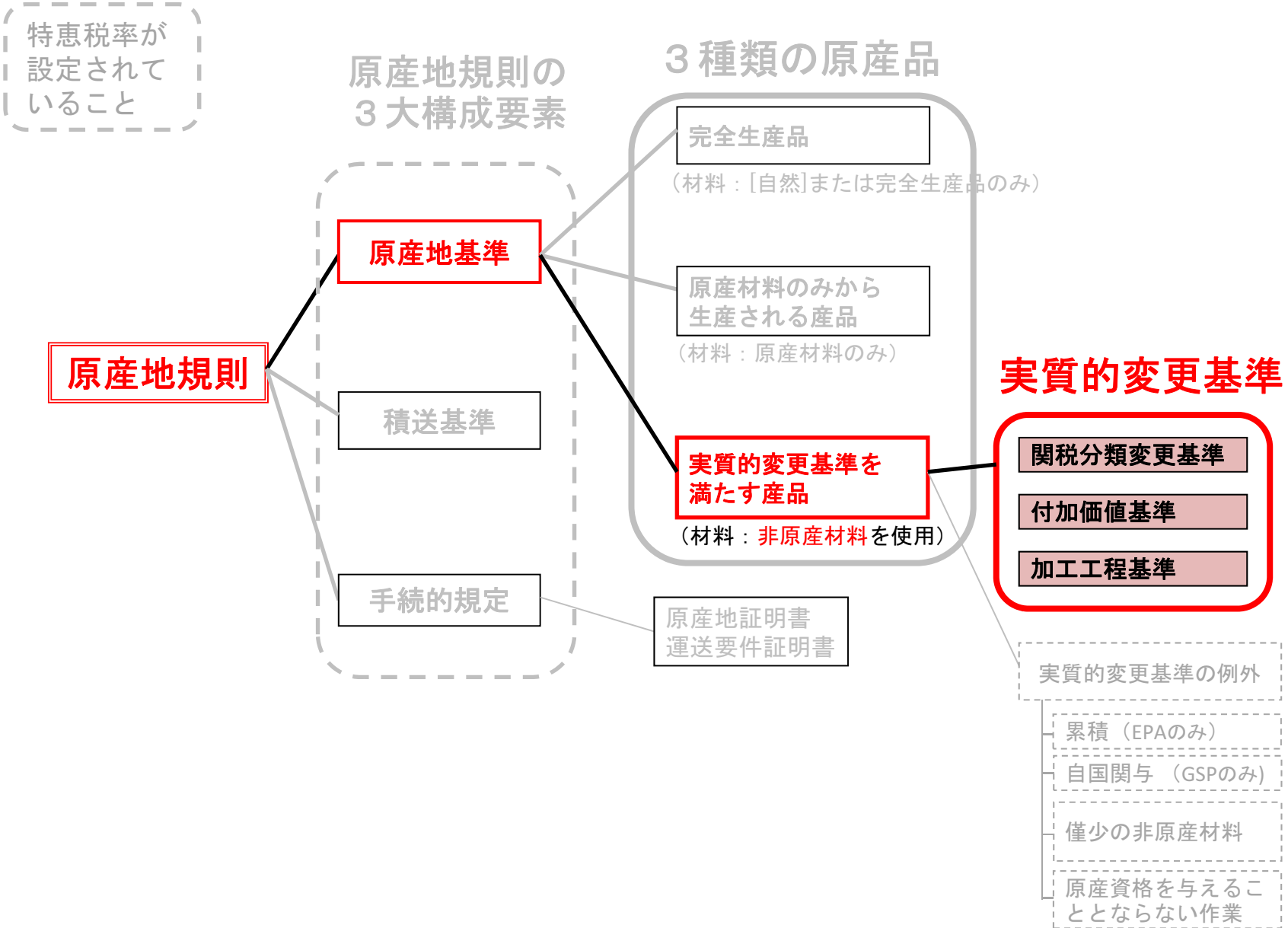
第2916.12号 品目別規則:使用される非原産材料について(中略)  
(抜粋) **化学反応**、精製、異性体分離の各工程  
若しくは生物学的工程を経ること(後略)。



→化学式が変化している。→化学反応が生じている。  
→アクリル酸エチルは日タイEPA上のタイの原産品と認められる。

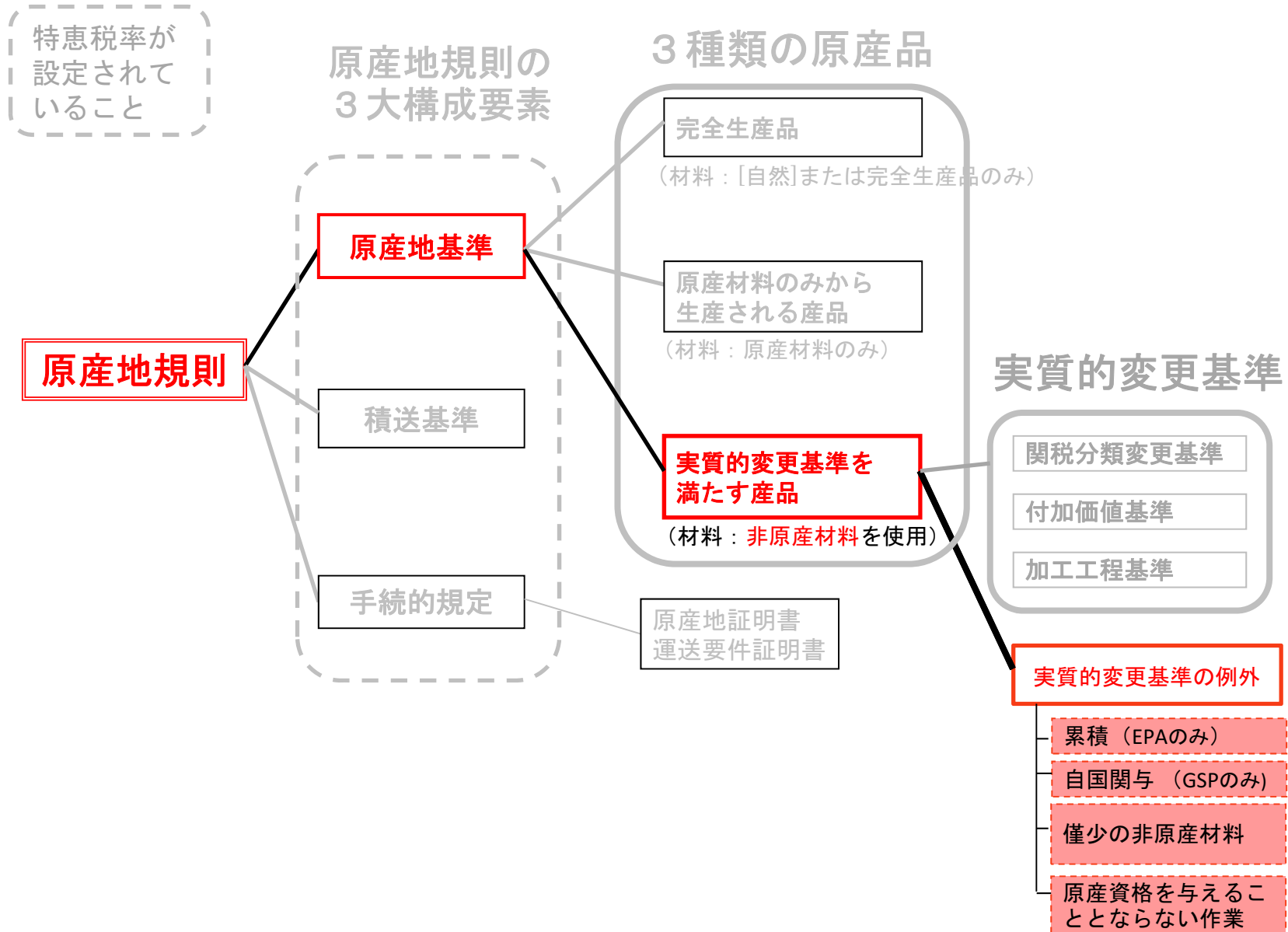
# 再掲

## 原産地規則の構成(概略)



再掲

# 原産地規則の構成(概略)



## (d)実質的変更基準の例外

- 救済的な規定

①累積(ACU: Accumulation)【EPA】

原産地証明書にACUの記載

②自国関与基準【GSP】

ANNEXの添付

③僅少の非原産材料(DMI: De Minimis)  
【EPA, GSP】

- 除外的な規定

原産地証明書にDMIの記載(EPAのみ)

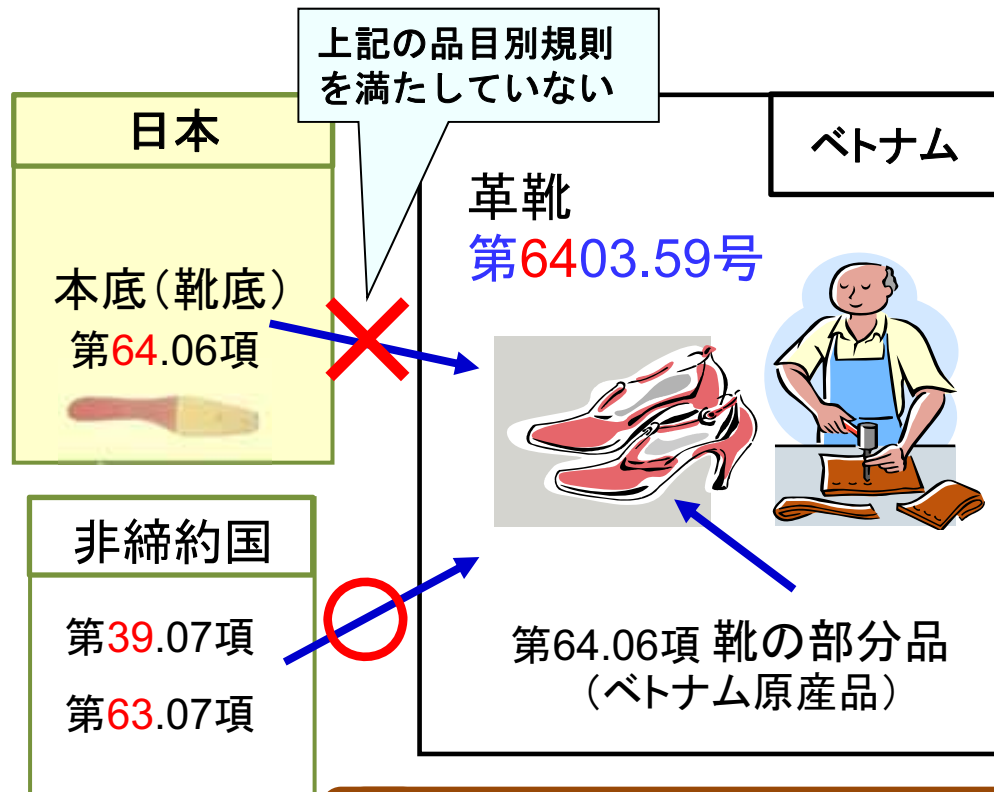
④原産資格を与えることとならない作業  
【EPA, GSP】

# ①累積 ②自国関与

**EPA** ◎締約国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

【日ベトナムEPAの例】

第6403.59号(革靴) 品目別規則: **CC(類変更)**



非原産材料の靴底が品目別規則を満たしていないことから、ベトナムの原産品とは認められない。

しかし...

もし靴底が**締約国(日本)の原産品**ならば、累積の規定を適用して、革靴は**日ベトナムEPA上のベトナム原産品**と認めることが可能となる。

※締約国から輸出しただけでは不可。締約国の原産品であることが必要。

原産地証明書に「ACU」の記載が必要

**G  
S  
P**

- ②自国関与
- ・日本から輸出された材料であれば適用可能
  - ・原産地証明書に**ANNEX**(原産地証明書に記載された物品の生産に使用された日本からの輸入原料に関する証明書)の添付が必要
  - ・一部除外品目あり(革製の鞆類、革製の履物、人形・おもちゃ等)

## ③僅少の非原産材料

◎関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

【日アセアンEPAの例】

第1803.10号(ココアペースト)品目別規則:CC(類変更)

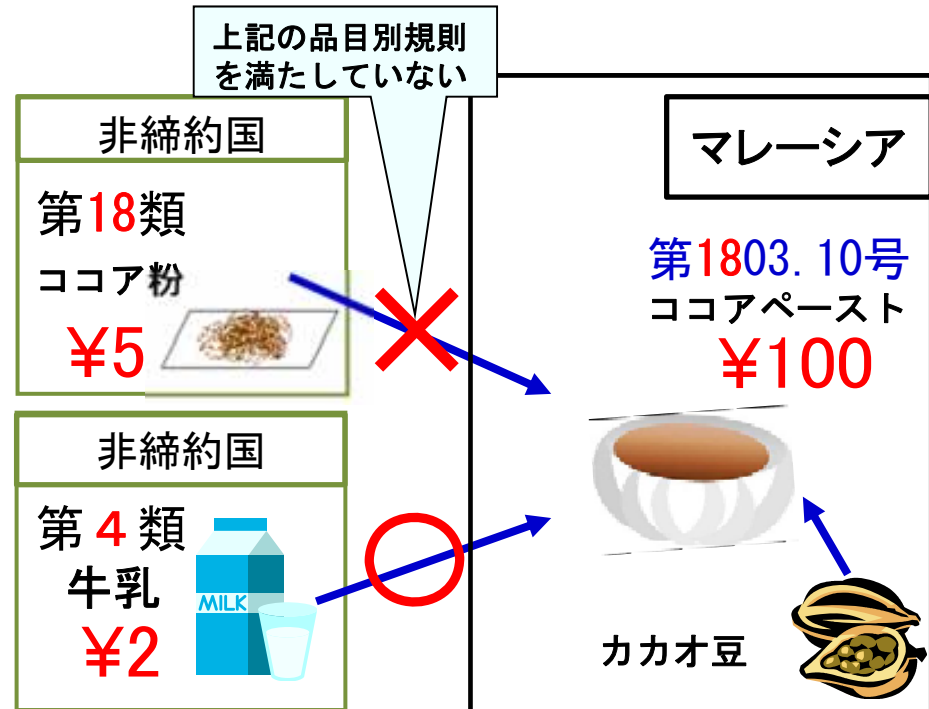
ココア粉が、品目別規則を満たしていないことから、ココアペーストは日アセアンEPA上のマレーシア原産品とは認められない。

日アセアンEPAの場合、18類の製品については、規則を満たさない非原産材料のCIF価格が、製品のFOB価格の10%以下なら僅少の規定が適用可能。

各EPAごとに品目・割合等は異なる

ココア粉の価額はココアペーストの価額の5%。僅少の規定の適用によりココアペーストは日アセアンEPA上のマレーシア原産品と認めることが可能となる。

原産地証明書に「DMI」の記載が必要



- G** ・対象品目は繊維製品50-63類に分類されるもののみ
- S** ・品目別規則を満たさない非原産材料の総重量が製品の総重量の10%以下であれば適用可能
- P** ・DMIの記載は不要

参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

\*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。

	第1類	第2類 第3類	第4類～ 第8類	第9類	第10類～ 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	第25類	第26類～ 第27類	
日シンガポールEPA	×									製品のFOB価額の7%以下		×						
日メキシコEPA	製品の取引価額の10%以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)			×	製品の取引価額の10%以下(※1)											
日フィリピンEPA	×																	
日チリEPA	×									2008.92: 製品のFOB価額の10%以下 製品のFOB価額の7%以下		×						
日タイEPA	×									製品のFOB価額の7%以下						×		
日アセアン包括的EPA	×					製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他:×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他:×	製品のFOB価額の10%以下			×			
日スイスEPA	製品の工場渡し価額の7%以下																製品の工場渡し価額の10%以下(※3)	
日ベトナムEPA	×	0901.21, 0901.22: 製品のFOB価額の10%以下 その他:×		×	製品のFOB価額の10%以下	×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他:×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他:×	製品のFOB価額の10%以下			×				
日インドEPA	×					1604.20, 1605.20, 1605.90: ×		製品のFOB価額の7%以下			2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: ×	2207.10, 2207.20: ×	2501.00: 製品のFOB価額の7%以下 その他:×		×			
日ペルーEPA	製品のFOB価額の10%以下(※1)	×	製品のFOB価額の10%以下(※1)			×	製品のFOB価額の10%以下(※1)											製品のFOB価額の10%以下

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。



参考

主な僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

\*適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。



	第28類	第29類	第30類～ 第34類	第35類	第36類～ 第37類	第38類	第39類～ 第45類	第46類	第47類～ 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類～ 第63類	第64類～ 第97類
日シンガポールEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日メキシコEPA	製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※2)				製品の取引価額の10%以下	
日インドネシアEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日チリEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日タイEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日アセアン包括的EPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日スイスEPA	製品の工場渡し価額の10%以下(※3)									製品の重量の7%以下				製品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナムEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日インドEPA	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60: 製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19: ×	製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00: ×	51.02, 51.03: ×	52.01～52.03: ×	53.01, 53.02: ×	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下
2905.44: ×		3502.11, 3502.19: ×		その他: 製品のFOB価額の10%以下		その他: 製品のFOB価額の10%以下		その他: 製品の重量の7%以下							
その他: 製品のFOB価格の10%以下		その他: 製品のFOB価格の10%以下													
日ペルーEPA	製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が、原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合に限り、適用される。

※2: 製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が、所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として、当該産品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※3: 例外として、第32.04項及び第34.02項については、産品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

累積又は僅少の非原産材料の規定を適用した  
 際  
 の  
 原  
 産  
 地  
 証  
 明  
 書  
 へ  
 の  
 記  
 載  
 方  
 法

1. Goods consigned from (Exporter's name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. KAWASAN INDUSTRI MODERN CIKANDE JL. MODERN INDUSTRY X KAV.G2 SERANG, VIETNAM		Reference No. THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN (AJCEP AGREEMENT)			
2. Goods consigned to (Importer's/Consignee's name, address, country)  ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-3-12, IRIFUNE MINATOKU NAGOYA-SHI, JAPAN		CERTIFICATE OF ORIGIN  FORM AJ Issued in <u>VIETNAM</u> (Country)  See Notes Overleaf			
3. Means of transport and route (as far as known)  By sea from HAIPHONG, VIETNAM  Shipment date    September 24, 2010  Vessel's name/Aircraft etc.    ZEIKANMARU  Port of discharge    NAGOYA, JAPAN		4. For Official Use <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Given Under AJCEP Agreement  <input type="checkbox"/> Preferential Treatment Not Given (Please state reason/s)  Signature of Authorised Signatory of the Importing Country			
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	8. Origin criteria (see Notes overleaf)	9. Quantity (gross or net weight or other quantity) and value, e.g. FOB if required by exporting Party	10. Number and date of Invoices
1.	NO MARK 600CTNS	FOOTWEAR HS CODE : 6403.59	CTC "ACU #DMI"	GROSS WEIGHT: 4,700KGM	ZP001 September 15,2010
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in  VIETNAM ..... (Country)  and that they comply with the requirements specified for these goods in the AJCEP Agreement for the goods exported to  JAPAN ..... (Importing Country) HAI PHONG 16. Sep. 2010			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.     HAI PHONG 16. Sep. 2010 Place and date, signature and stamp of certifying authority		
13. <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing <input type="checkbox"/> Back-to-Back CO <input type="checkbox"/> Issued Retroactively					

ベトナム発給の  
日アセアンEPA  
原産地証明書

特恵符号(ここでは関税分類変更基準CTC = change of tariff classification)にACUやDMIを併記する。

ACU、DMIを適用して、第6403.59号の品目別規則を満たしたことを示す。

## ④原産資格を与えることとならない作業

◎**特定の作業が行われることのみをもって、品目別規則に定める関税分類変更基準又は加工工程基準を満たすものとはしないという規定**

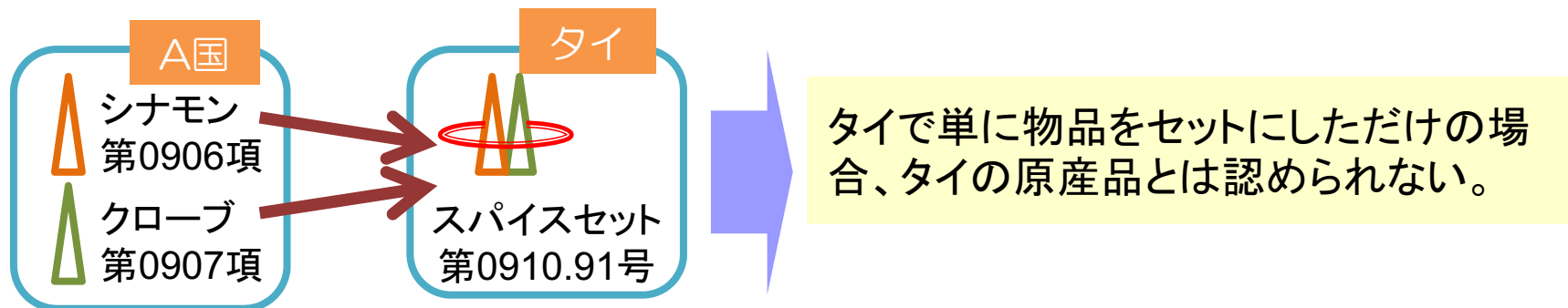
### 【日タイEPA第31条】

- (a) 輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（乾燥、冷凍、塩水漬け等）等
- (b) 改装及び仕分
- (c) 組み立てられたものを分解する作業
- (d) 瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業
- (e) 一の産品として分類される部品及び構成品の収集
- (f) 物品を単にセットにする作業
- (g) (a) から (f) までの作業の組合せ

**GSP**

【関税暫定措置法施行規則第9条ただし書】

同様の規定あり



0910.91の品目別規則: 他の号の材料からの変更